

「預貯金調査照会システム」導入にかかる情報提供依頼実施要領

I 基本事項

1. 提供を依頼する情報

「預貯金調査照会システム」のシステム導入を行うための検討にあたって必要な情報

2. 提出物

Ⅲに示すとおり

3. 提出期限

令和6年10月17日（木）17時までにご提出をお願いします。

4. 提出方法

5. に定める提出先へ電子メール、または持参により提出してください。

5. 提出先・お問合せ先

奈良県福祉医療部地域福祉課保護係 担当：瀧

〒630-8501 奈良市登大路町 30

Tel:0742-27-8548（直通） Fax:0742-22-5709

e-mail:engo@office.pref.nara.lg.jp

6. その他

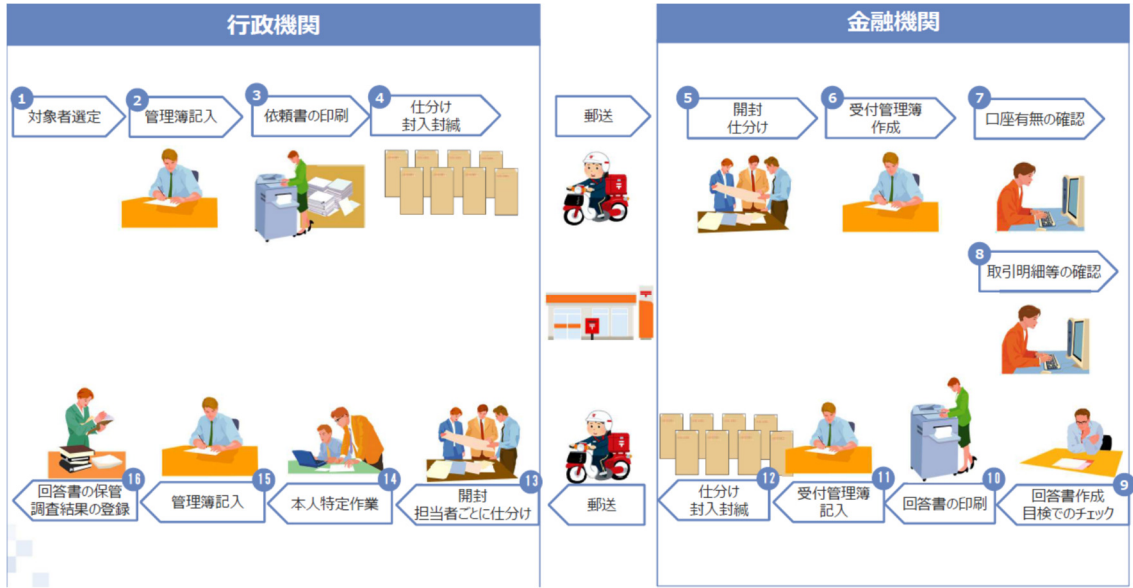
- ① 情報提供にかかる費用につきましては、各社にてご負担いただきますようお願いいたします。
- ② 本件情報提供依頼において掲げている新システム導入の基本条件は、実際にシステムを調達する際の仕様・要件定義と内容が一致するものではありません。各位から提供していただいた情報その他を総合的に勘案した上で、調達を行う予定としています。

II 「預貯金調査照会システム」導入の基本条件

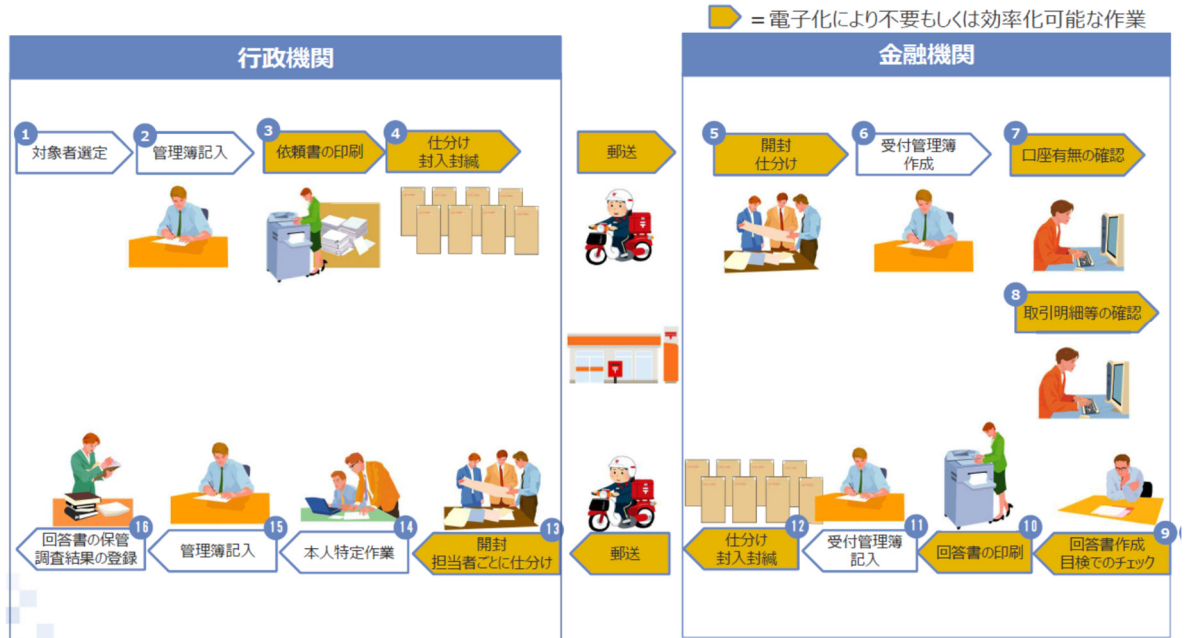
1. 概要

・業務概要

生活保護法第 29 条による各金融機関への資産状況調査



・システム化範囲



2. 現行業務について

事務フロー・主要な課題と想定改善施策

(別添参考資料参照)

3. システムへの要求

- ・想定するシステム概要

オンラインによる金融機関への一括預貯金調査照会

- ・システムに期待する主な機能

- ①統一フォーマットによる照会依頼・回答機能

行政機関にて作成した調査依頼ファイルをシステムに格納し、金融機関へ調査依頼データを送信。

従来の書面での預貯金照会時では金融機関毎に異なっていた、回答様式について、全参加金融機関が統一のフォーマットで回答様式データを送受信することで、行政機関・金融機関の双方が効率的に預貯金等照会業務を遂行することを実現すること。

- ②複数の金融機関への一斉照会機能

調査対象者の預貯金調査について、同時に複数の金融機関へ一括して照会できること。

- ③セキュリティへの対応

金融機関とシステム間のファイル送信は外部への漏洩を防ぐため、高セキュリティのデータ授受を行うこと。

- ・その他

- ①職員1人1人に配備している「共通端末」のインターネット環境から利用できること

- ②クラウド上で利用できるシステムを想定する。

- ③同時に複数の職員が同システムを利用できること。

- ④データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所であること

- ⑤ログ出力または記録する機能があること

- ⑥利用者のID登録・変更・抹消等を行う機能があること

Ⅲ ご提供いただく資料

1. 貴社概要

2. 提案可能サービスと体制、導入実績・導入規模

3. 提案概要とその優位性

(現行事務フロー・課題・改善施策に対する提案)

- ・新サービス・システム概要説明
- ・基本的な仕様（OS、開発言語、システム方式、DB等のミドルウェア、特徴等）
- ・新システム構成図・ハードウェア構成図
- ・新システム機能構成図、機能概要
- ・システム機能要件・非機能要件（セキュリティ等）
- ・システムのイメージ（画面・帳票サンプル）
- ・LGWAN-ASP利用の有無
- ・ISMAP取得状況の有無
- ・SSL電子証明書利用の有無

4. 概算見積書の提出

本システムに要する費用の見積りを添付の「標準見積書様式」に従って作成し、提出してください。

なお、見積りにあたり、詳細条件又は追加条件等が必要な場合は、貴社で条件を設定し、それらを示したドキュメントを添付してください。